

報道資料

平成21年5月26日
国家公務員倫理審査会

「公務員倫理ホットライン」の実施について

国家公務員倫理法（以下「倫理法」という。）は、本年4月に施行から10年目を迎えた。国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）では、倫理法に違反する行為の早期発見と未然防止のため、国家公務員（以下「職員」という。）が職務に関連して金銭、物品の贈与を受ける、供応接待を受ける等の情報を、「公務員倫理ホットライン」等を通じて、職員のみならず、国民一般からも広く受け付けている。

今年度6月期の「公務員倫理ホットライン」は、以下のとおり実施する。

**倫理法違反の早期発見と未然防止のため、
公務員倫理ホットラインを実施（詳細は別紙参照）
0120-934783（フリーコール）
6月1日（月）～5日（金）（5日間）**

（注） 「公務員倫理ホットライン」は、平成16年度から12月の国家公務員倫理週間（12月1日～7日、土日を除く。）中の年1回でスタートし、18年度から6月期を追加した年2回で実施している。

（参考）

**平成20年度に倫理審査会に寄せられた情報は73件
そのうち倫理法違反が確認されたものは4件**

倫理法違反の調査は、倫理審査会への情報提供のほか、各府省の内部通報窓口等への情報提供、新聞等のマスコミでの報道などを契機に開始される。

倫理審査会に直接寄せられた情報の中で、倫理法違反の疑いのあるものについては、倫理審査会が自ら又は各府省に依頼して内容の確認を行い、その結果、倫理法違反の疑いのある行為があったと思料される場合には、各府省において倫理法に基づく調査等の正式手続が開始される。

平成20年度に、倫理審査会に直接寄せられた情報の処理状況等は以下のとおり。

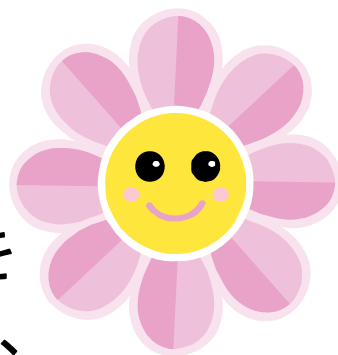
- 倫理審査会に直接寄せられた情報は73件（前年度比▲30件）。
そのうち年2回の「公務員倫理ホットライン（フリーコール）」実施期間中に寄せられたものは42件（6月期15件、12月期27件、前年度比▲23件）。（「公務員倫理ホットライン」以外の時期に投書、電話、メールにより寄せられたものは31件（前年度比▲7件）。）
- 直接寄せられた情報73件の提供者の内訳をみると、職員からのものが21件（前年度37件）、職員以外の者からのものが28件（同46件）となっており、残り24件（同20件）については提供者がその立場等を明らかにしなかったもの。
また、実名でのものが16件（同30件）、匿名でのものが57件（同73件）。
- 直接寄せられた情報73件の中で、倫理法違反の疑いのあるものとして内容の確認を行ったものは20件（27.4%）。
その中で、倫理法違反の行為が明らかとなり、懲戒処分又は各府省の内規による訓告・厳重注意・注意等の措置（「矯正措置」）が行われたものは4件。
- 倫理審査会では、寄せられた情報に対して匿名性を厳守しつつ、提供者が不利益な取扱いを受けないよう、適正かつ真摯に対応している。
また、提供者の連絡先が判っているものについては、提供された情報の確認結果等の報告を行っている。

以 上

| | | |
|------------------|---------------|--|
| 問 合 せ 先 | 国家公務員倫理審査会事務局 | 参 事 官 藤 井 伸 章 倫理審査官 木 谷 一 郎 電 話 (03)3581-5311(内線2822) (03)3581-5344(直通) |
|------------------|---------------|--|

公務員倫理ホットライン

- 出入りの業者から接待を受けている職員を知っている...
- 職員が、ある業者から高価な品物を受けとっているところを見た... 等の、



国家公務員の倫理に反すると思われる行為に気付かれた方は情報をお寄せください。

【匿名は厳守します。】

受付期間 **6月1日(月)~5日(金)**

受付時間 **10:00~19:00**



0120 - 934783

※携帯電話・PHS・公衆電話からもご利用いただけます。

※メールでは常時、情報を受け付けています。

rinrimail@jinji.go.jp



国家公務員倫理審査会事務局

TEL: 03-3581-5344

<http://www.jinji.go.jp/rinri/>